

令和3年3月25日

平塚市監査委員 高梨 秀美
同 井澤 郁人
同 黒部 栄三
同 府川 正明

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
健康・こども部 保険年金課
- 2 監査実施日
令和2年11月24日
- 3 監査結果の公表日
令和2年12月23日（平塚市監査委員公表第12号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 国民健康保険事業特別会計の国民健康保険賦課徴税事業における契約事務において、自動音声電話催告システム賃借料で平塚市契約規則に定める条項の適用誤りがあったので、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(1) 契約事務においては、再度、平塚市契約規則を確認し、担当者及び副担当者などにより複数名で確認作業を行うなど、再発の防止に努めていきます。

以上